

細則に定める株券喪失登録情報等照会システム利用料の 支払基準及び支払方法

株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)は、株券喪失登録情報等照会システムの利用に関する細則第4条に基づき、照会システム利用料の支払基準及び支払方法等を次のとおり定める。

1. 支払基準

照会システム利用料は、ID利用料と照会料の合計金額に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額とし、ID利用料と照会料はそれぞれ次の各号に掲げる基準により算出するものとする。

(1) ID利用料

取得したID一件につき 月額2,000円

ただし、利用開始時及び契約解除時における日割計算は行わない。

(2) 照会料

一月の照会件数	一照会当たりの照会料
5万件以下の部分	6円
5万件超 20万件以下の部分	5円
20万件超 40万件以下の部分	4円
40万件を超える部分	3円

2. 請求先及び振込先の指定

(1) 参加者以外の利用者は、事前に「株券喪失登録情報等照会システム利用料請求先等に関する届出書」を機構に提出し、利用料の請求先及び振込銀行を指定する。なお、利用者が 利用者名、照会システム利用料請求先又は 照会システム利用料の振込銀行を変更する場合には、「株券喪失登録情報等照会システム利用料請求先等に関する届出書」により、事前に機構に届け出るものとする。

(2) 参加者である利用者は、機構に提出してある株券等に関する業務規程第111条に係る「手数料請求先等に関する届出書」をもって「株券喪失登録情報等照会システム利用料請求先等に関する届出書」を提出したものとみなす。なお、利用者が 社名、照会システム利用料請求先又は 照会システム利用料の振込銀行を変更する場合には、「手数料請求先等に関する届出書」により、事前に機構に届け出るものとする。

3. 支払方法

機構は、毎月1日から末日までの月額照会システム利用料を翌月上旬までに利用者に請求し、利用者は、請求書に記載された支払期日までに指定の銀行口座に月額照会システム利用料を振り込むものとする。

附 則

これは、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。